【日雇派遣関係】2カ月以下の雇用契約禁止の除外業務について

○法律で基本的な考え方を規定し、具体的業務は政令で列挙

26業務（政令指定）

－

特別な雇用管理に係る業務（専門性がなく交渉力はない）

14.建築物清掃

15.建築設備運転、点検、整備

16.のうち駐車場管理等

24.テレマーケティング

＋

日雇派遣の労働者がほとんど存在しない業務（常態でない）

3.放送機器等操作

4.放送番組等演出

21.インテリアコーディネーター

22.アナウンサー

26.放送番組等の大道具・小道具

＋ α

（実態を踏まえ必要に応じてリストに追加）

【いわゆる26業務】
1.ソフトウェア開発、2.機械設計、3.放送機器等操作、4.放送番組等演出、5.事務用機器操作、6. 通訳、翻訳、速記、7. 秘書、8. ファイリング、9. 調査、10.財務処理、11.取引文書作成、12.デモンストレーション、13.添乗、14.建築物清掃、15.建築設備運転、点検、整備、16.受付・案内、駐車場管理等、17.研究開発、18.事業の実施体制の企画、立案、19.書籍等の制作・編集、20.広告デザイン、21.インテリアコーディネーター、22.アナウンサー、23.OAインストラクション、24.テレマーケティング、25.セールスエンジニアの営業、金融商品の営業、26.放送番組等の大道具・小道具